

「未来のDX人材育成事業」実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「未来のDX人材育成事業」実施業務について、公募型プロポーザルにより当該業務の受託者を選定するもの

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「未来のDX人材育成事業」実施業務

(2) 業務内容

別紙『「未来のDX人材育成事業」実施業務委託仕様書』のとおり

(3) 委託料の上限額

8,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記限度額とは別に、契約手続において予定価格を設定します。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同業第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して6年を経過しない者

4 プロポーザル参加手続

(1) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第1号）を3月23日（月）午後5時までに電子メールで事務局に提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、3月25日（水）までに質問提出者あてに電子メールにて通知します。

(2) 受け付けない質問項目

- ① 他の応募者に関する質問
- ② その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(3) 参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式第2号）を3月30日（月）午後5時までに電子メールで事務局に提出し、送信後に電話連絡を必ずお願いします。

事情により参加を辞退する場合は、4月3日（金）午後5時までに辞退届（様式任意）を電子メールで事務局に提出してください。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の①～⑥の書類をご提出ください。また、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

① 提案書（様式第3号）

② 企画提案書（様式任意）

別紙仕様書を踏まえ、具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・ 委託業務に係る考え方
- ・ 委託業務の進め方（想定する「DX 育成プログラム」「中高生プログラミングコンテスト」の内容及び具体的な実施方法、業務スケジュールなど）
- ・ 委託期間内に、より高い事業効果を発揮して委託業務を完了させるための工夫
- ・ 委託業務を実施するための体制（再委託先（予定）を含む）及び配置担当者等

③ 会社概要（様式第4号）

④ 概算見積書（様式任意）

- ・ 本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、見積書を作成してください。
- ・ 積算の内訳がわかるように記載してください。

⑤ 類似案件の実績に関するPR資料（様式任意、企画提案書内に記載すれば省略可）

⑥ その他参考となる書類（省略可）

(2) 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時【必着】

(3) 提出方法

電子メールにて提出書類①～⑥の電子データ1式を事務局に提出することとし、送信後に電話連絡を必ずお願いします。なお、データ容量が20MBを超えるような大容量ファイルの送信方法については、別途お知らせします。

6 委託候補者の決定

(1) 審査方法

- ① 提出された企画提案書等により、令和8年4月下旬（予定）にオンライン形式でのプレゼンテーションによる審査を行います。
- ② プレゼンテーションにあたっては、企画提案書の内容の範囲内でスライド（パワーポイント等）を用いて説明してください。
- ③ プレゼンテーションの日時・方法等は、審査会実施前に別途通知します。
- ④ 企画提案書等の内容及びプレゼンテーションを総合的に審査の上、事業実施に適切な業者を委託候補者として採用します。なお、概算見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

(2) 審査の基準

下表のとおり

審査項目	評価内容	主な評価ポイント	配点
実施体制 及び業務 実績	実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 担当者の役割分担が明確で、安全管理等も含めた運営体制が整っているか・ 県との連絡調整や受講生へのサポートが円滑に行われる仕組みを備えているか・ 対面とオンラインを使い分けるなど、柔軟な運営が可能か・ プログラミングコンテストの審査体制は適切か	20点
	業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 過去の類似事業等の実績は十分か・ 講師・メンター等の経験や専門知識が適切に活かせる体制か	10点
	見積り金額	<ul style="list-style-type: none">・ 各費目の設定や金額配分に妥当性があるか	10点
企画提案 内容	事業の考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業の目的・背景を正しく把握しているか・ DX人材育成における意義・狙い・ビジョン等が明示されているか	20点
	企画内容等	<ul style="list-style-type: none">・ 受講生の学習到達点や未踏ジュニア応募の目標を想定し、達成に向けた戦略やステップが具体的に示されているか・ 募集・選抜、課題設定、作品制作・プログラミングのスキルアップ、未踏ジュニア応募サポートまで、一貫した流れが構築されているか・ プログラミングコンテストの開催にあたり、多くの応募が見込める魅力的な企画・募集方法となっているか・ より高い事業効果を発揮して委託業務を完了させるための工夫があるか	20点
	提案の実効性	<ul style="list-style-type: none">・ スケジュールや内容に無理・矛盾がなく、確実に実行できる見込みがあるか	20点
計			100点

(3) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面（電子メールへの添付）で通知するとともに、富山県ホームページにおいて、委託候補者の名称等を公表します。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

7 契約

委託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

8 その他

(1) 提案は、参加業者1社につき1案とします。

- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
- ① 所定の日時まで事務局に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、受託業務終了後も同様とします。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (7) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (8) 受託業務により作成した納入成果物の著作権・所有権は、県に帰属するものとします。

9 スケジュール

令和8年3月13日（金）	公募開始
令和8年3月23日（月）午後5時	質問書提出期限
令和8年3月30日（月）午後5時	参加申込書提出期限
令和8年4月10日（金）午後5時	企画提案書等提出期限
令和8年4月下旬（予定）	審査会による審査、審査結果通知
令和8年5月上旬（予定）	契約締結

10 事務局（提出・問い合わせ先）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
富山県デジタル化推進室デジタル戦略課DX推進担当
TEL:076-444-3117
E-mail: adigitalkasuishin@pref.toyama.lg.jp